

対馬藩の「徒党」処罰について

——「罰責」掲載の判決の紹介を中心に——

守屋 浩光

はじめに

二〇一四（平成二六）年に藩法研究会編『近世刑事史料集2 対馬藩^①』が刊行された。これは対馬藩の刑事判例集である「罰責」を翻刻したものであるが、筆者は谷口昭氏（編集代表）とともに編集を担当した。また、筆者は「罰責」掲載の潜商、つまり密貿易に対する処罰について、小論を発表したが、本論文では徒党、つまり集団を組み藩当局に対して訴願を行うという事件について、「罰責」に採録された事件を紹介し、他史料の記述と比較しつつ若干の整理を行う。

筆者前掲論文でも付言したが、同書は谷口氏の序言^③にもあるように、通常の刊行形態では四〇〇頁近くになるものをその四分の一ほど紙印刷分とし、残り四分の三および史料画像全体をDVDに納めるという形態をとっている。本論文ではDVD収録分も含め、一七〇七（宝永四）年分から一八六九（明治二）年分にわたる『罰責』

対馬藩の「徒党」処罰について

九一

全体を考察対象とする。

第一章 「罰責」に掲載された「徒党」事件

第一節 「罰責」における「徒党」に関する判決の位置付け

「罰責」全三〇巻の徒党に関する事件の章立ては以下のようになっている。

【表一】 「罰責」各巻の徒党関係事件の章名

巻No.	巻タイトル	採録年	章名
1	罰責類聚 八重物	宝永 04～宝暦 06	徒党之者之事
2	罰責類聚	宝永 04～宝暦 06	徒党之者之事
3	罰責類聚 第二番	宝暦 09～明和 08	徒党之者之事
4	罰責 三番	明和 09～安永 06	なし
5	罰責 第四番	安永 07～天明 04	なし
6	罰責 第五番	天明 05～天明 07	なし
7	罰責類集 六番	天明 08～寛政 03	なし
8	罰責類集 七番	寛政 04～寛政 07	なし
9	罰責 八番	寛政 08～享和 01	なし
10	罰責類集 九番	享和 02～文化 02	党を集致出訴候御呵

対馬藩の「徒党」処罰について

27	罰責 貳拾九番	万延 02～文久 02	党を集出訴且集会之事
26	罰責 貳拾七番	安政 05	党を集出訴、且集会之事
25	罰責 貳拾六番	安政 04	党を集出訴、且集会之事
24	罰責 貳拾五番	安政 03	党を集出訴、且集会之事
23	罰責 二十四番	嘉永 07～安政 02	党を集出訴、且集会之事
22	罰責 貳拾貳番	嘉永 02～嘉永 04	党を集出訴、且集会之事
21	罰責 貳拾一番	弘化 03～嘉永 01	党を集出訴、且集会之事
20	罰責 貳拾番	天保 15～弘化 02	党を集出訴、且集会之事
19	罰責 十九番	天保 12～天保 14	党を集出訴、且集会之事
18	罰責 拾八番	天保 10～天保 11	党を集出訴、且集会之事
17	罰責 十七番	天保 06～天保 09	党を集出訴、且集会之事
16	(表紙欠)	天保 02～天保 05	党を集出訴、且集会之事
15	罰責 拾五番	文政 12～文政 13	党を集出訴、且集会之事
14	罰責 拾四番	文政 08～文政 11	党を集出訴、且集会之事
13	(表紙欠)	文政 03～文政 07	党を集出訴
12	罰責 十一番	文化 11～文化 12	党を集出訴且集会之事
11	罰責 拾番	文化 03～文化 10	党を集出訴等之事

28	罰責 三拾番	文久03～元治01	党を集出訴、且集会之事
29	罰責 式拾八番	元治02	党を集出訴、且集会之事
30	罰責	明治02	党を集出訴、且集会之事

これを見ると、巻No.1からNo.3までの章名が「徒党之者之事」であるのに対し、No.10以降「党を集(致)出訴」という表記が用いられていることが分かる。特にNo.14以降は「党を集出訴、且集会之事」で統一されている。さらに、次節で掲載事件に触れるが、No.4～9では該当事件がない場合は章そのものがないの⁽⁴⁾に対して、No.12、13、15、17～26、30で収録事件がないにもかかわらず、徒党事件を収録する章が設けられている。このことは、判例集の構成がNo.11以降定型化されたことを意味しているのではないかと考える。

第二節 「罰責」に掲載された「徒党」事件の内容

「罰責」に掲載された事件は、全体で二〇件足らずであるが、それらを表にまとめたものを挙げる。

【表二】「罰責」に掲載された「徒党」事件

No.	事件	巻	頁	年月日	被告人身分	罪状	刑罰	備考
1	1	72	延享04.03.11	田代百姓11名	徒党の儀を以不埒の訴訟を企、小倉村百姓治助・九兵衛に与し、伊勢山に寄立令相談	村替		

3	2						
	3	2	2	2	2	1	1
98	81	81	81	81	73	73	72
明和 05. 05. 22	延享 04. 04. 24	延享 04. 03. 11	延享 04. 03. 11	延享 04. 03. 01	延享 04. 04. 24	延享 04. 03. 11	延享 04. 03. 11
武士	百姓2名 姓中	上郷村々百 姓中	田代小倉村 組頭	田代百姓11 名	百姓2名 姓中	上郷村々百 姓中	田代小倉村 組頭
様御前江罷出事申上候節、上下之分 女中之内所持錢紛失之儀ニ付、大殿 実母御屋形御内所御老女相勤候処、 組 頭立方勸を請、村内隣村迄悪事を申 令徒党、御領中を騒せ 含 訴訟致懷中其場へ罷出、御屋敷方役 人罷出候節、差出候様同村治助へ申 上郷百姓中不埒訴訟企徒党一件二付、 頭立方勸を請、村内隣村迄悪事を申 令徒党、御領中を騒せ 含 訴訟致懷中其場へ罷出、御屋敷方役 人罷出候節、差出候様同村治助へ申	永代奴	科銀20枚	戸ノ三七日・ 科銀1枚	村替	永代奴	科銀20枚	戸ノ三七日・ 科銀1枚
取毛米30俵 之内5俵減 閉門差免、重罪之其子 可適様無之	No. 2に同じ	No. 1に同じ	No. 1に同じ	No. 1に同じ	屹度被仰付様之品も有 之候へ共、御宥恕を以		

6		5			4		
10	10	10			5	3	
68	68	68			71	102	
文化 01. 09. 09	文化 01. 09. 09	文化 01. 08. 19	文化 01. 08. 10	文化 01. 08. 10	安永 08. 11. 11	明和 05. 03. 13	
曾・千尋藻 村下知役	仁位郷奉役	元御簾	御持筒以下 8名	八組中	百姓	御内所様御 老女	
千尋藻村流人騒立一件二相加	佐保村騒立、平素之示方不相届	御簾組八組集会筆口別人名前申出	寄合に罷出候筆口	八幡宮境内へ相集、銘々存念之筋令 示談、翌日又々海岸寺江寄集	於村所役人之差図を不相用外之挙動、 様々悪党を尽し、剩身分二不応刃物 を取扱、村中之者共江徒党を申進メ 其身令頭取	御屋形奥女中之内、所持品令紛失、 惣女中身晴之儀二付、御前二罷出、 不敬之儀を申上、殊徒党之統領いた し	を不弁、不遜不敬之次第有之、惣女 中身晴之義二付、徒党之令統領
不及沙汰	不及沙汰	佐須郷阿連 村1年流罪	立替	無別条差免	永代奴	御預	一生親類へ
大様之至	多村之義、懸隔之場 制シ之難届儀も可在之			軽キ身分なから御扶持 人の身として其弁無之、 不埒者共に候へ共、用 捨を加	公義之御制禁重キ御法 を相背是第一之重罪	仰付	明和05.11.15お千代様御 広二被対、全く御免被

10	10	10	10	10	10	10	10	10	10
70	70	70	70	69	69	69	69	69	69
文化 01. 09. 09	文化 01. 09. 09	文化 01. 09. 09	文化 01. 09. 09	文化 01. 09. 09	文化 01. 09. 09	文化 01. 09. 09	文化 01. 09. 09	文化 01. 09. 09	文化 01. 09. 09
塩硝合	流人 寺	佐保村客願	佐保村給人 3名	佐保村給人	佐保村給人	佐保村給人	綱村下知役	佐保村下知 役	大千尋藻村 肝入
不穩事品ニ相加里居候品も相見、流	不穩筋ニ相加居候品も有之	不穩筋ニ可至相見え候ハ、心得方も可有之処、不行届	無其儀	騒立ニは至間布穩成様可令示談処、外	父下知役時ニ何某を可打果杯と令口	御郡奉行所へ令直訴	佐保村騒立ニ付、上府手筋を不経、	御郡奉行所へ令直訴	千尋藻村流人騒立一件ニ相加
田舎往還堅	所替 今里村へ配	以来可心用	候様可相用	免	3年奉公差	不及沙汰	比田勝村へ 10年流罪	当役差免	不及沙汰
						大様之至	同村足輕三吉俸熊吉村 内之害を成し候悪才者 二候を毎時肌を合七	御用捨を以	平素之示方不行届

8			7			
14	14	14	11	10	10	10
90	90	89	113	70	70	70
文政 09. 03. 20	文政 09. 03. 20	文政 09. 03. 20	文化 10. 10. 24	文化 01. 09. 09	文化 01. 09. 09	文化 01. 09. 09
小網村足輕 姓	小網村肝入 血判・頭百	元小網村下 知役	商人統領	入 佐保村先肝	悴 佐保村足輕	悴 佐保村足輕
一致ニ申談令出訴	小網村中一致ニ申談令出訴、数ヶ条 申立	平素下知下夕之取扱緩ニ有之算用等 四五年も為相滞大様之勤方	商人共度々寄立	肝入相勤居候内、地方割銀不埒、其 外買調之麦代銀之内不足、村方名目 を以府内ニ而自分入用之品買掛、村 中一鉢二掛	悴禁足申付候付、家内之見かしめを も可致之処無其儀	願解雇を催、狂言師礼錢を相与候を 下知役方差留候処、以来下知請候儀 不相成と申出、村中之者帰服不致
科代申付差 充	役儀差除、 科代新5疋	下知役差除	心得違不致 様相達	永代奴	不及沙汰	差留 永代奴
			近來寺社ニおゐて町人 共寄立候間有之、惣而 数人寄立評論等いたし 候儀ハ御制禁	下知役憐愍之計を以肝 入役差免取計を却而無 理之計と申立。此節不 穩筋ニ相成候は元來此 もの不埒と起り	親子の間常々示教方大 様ニ有之。其夜は令他 行全く不存。用捨を加	

11	10		9				
22	16	16	14	14	14	14	
174	172	171	91	91	91	90	
嘉永 02. 02. 13	天保 02. 02. 11	天保 02. 02. 11	文政 10. 05. 06	文政 10. 05. 06	文政 09. 03. 20	文政 09. 03. 20	
武士	社人 田代今泉村	百姓 田代今泉村 2名	百姓 2名	給人 2名	小綱村足輕	小綱村百姓	中・百姓中
宅江集會	年長之身分御時躰を不相弁多人数自	百姓作兵衛を被相頼廻状認具	田代町江多人数相集候一件発起	全躰埒も無之事を申出、百姓共内統 取と相聞自分之宿意を挟、躰も無之 訳を事々申立人氣を迷し、多日集會	訴訟之訳全取柄二不相成埒もなき事 二集會をいたし令上府	出訴統取村中同氣候様取計	虚偽を以衆人を村寄為致村中を相欺 キ、同氣引傾ケ出訴之一事相決候様 相企、出訴発起
石減、奉公	知行之内 330	永代奴	永代奴	7年切奴	奉公差除 3日差扣、	足輕取上、 科代薪7疋	禁足差免、 永代奴
				極	縦令筋ある事たり共騒 立躰之儀は急度取治メ 穩便ニ可相計儀ニ候処、 百姓同然罷登躰もなき 事を共々訴訟いたし御 手入を掛、重々不埒至		

15	14	13		12			
29	27	27	27	23	23	23	
129	136	135	135	173	173	173	
元治 02. ⑤. 15	文久 02. 11. 22	文久 01. 03. 19	文久 01. 09. 13	嘉永 07. 08. 05	嘉永 07. 08. 05	嘉永 07. 08. 05	
武士	入 小茂田村肝	貝口村百姓	3名 仁位郷百姓	居 銘村給人隠	4名 小綱村給人	小綱村給人	
横浦村百姓共多人数上府、住居替之	先立、我意を申募 故障申立、多人数之勢を以百姓中ニ 持土地、最前之通御返与方願逆色々 村方給人亡父代双方相願ニ依亡父請	郷中百姓共糸瀬村江集会ニ付、廻状 差廻	同郷百姓共多人数集会強訴頭取	居村下知役を申潰候心組ニ而給人并 百姓数人申談、投書之儀弥作江相頼	居村下知役を申潰候心組ニ而給人并 百姓数人申談、投書之儀弥作江相頼	居村下知役を申潰候心組ニ而給人并 百姓数人申談、投書之儀弥作江相頼	
奉公差除、	肝入召放、 10ヶ年切奴	7ヶ年切奴	永代奴	不及沙汰	奉公差除	奉公差除、 差扣御免	差除、賀佐 村蟄居
		儀 先般自郷百姓共徒党一 件ニ付答申付候もの共、 跡家内撫育方等之儀咄 合具候為、集会相催候		憐愍 隠居之事故格別之以御	最早弥作死後之事故御 吟味之手掛も無之、追々 御聞込之次第有之	最早弥作死後之事故御 吟味之手掛も無之、追々 御聞込之次第有之	

以上が、「罰責」掲載の徒党関係事件であるが、これらの具体的な判決内容について、特に「永代奴」に処せ

※日付の丸数字は閏月

17	16							
29	29	29	29	29	29	29	29	
131	130	130	130	130	129	129	129	
元治 02. 12. 02	元治 02. ⑥. 02	元治 02. ⑥. 02	元治 02. ⑥. 02	元治 02. ⑥. 02	元治 02. ⑤. 15	元治 02. ⑤. 15	元治 02. ⑤. 15	
今里村給人	武士	武士	武士 4名	武士	横浦村百姓 4名	横浦村給人 弟	麩細工	
自郷給人中集会之触状差出	面々申談、与頭を以申立	御国事向相預候廉々御所置方同志之面々申談、与頭を以申立	御国事向相預候廉々御所置方同志之面々申談、与頭を以申立	御国事向相預候廉々御所置方同志之面々申談、与頭を以申立筆口	御国事向相預候廉々御所置方同志之面々申談、与頭を以申立筆口	横浦村百姓共多人数上府訴訟一件願書被頼、戸田弥三郎江相頼	横浦村百姓共多人数上府、住居替之義申立候訴訟之願書清書	義申立候訴訟之書付草案致呉
居村蟄居 奉公差除、 居村蟄居	居 餉所村江牟 奉公差除、 居村蟄居	蟄居 奉公差除、 居村蟄居	汰 不被及御沙 当節迄は深 不立	蟄居 奉公差除、 居村蟄居	永代奴	居村蟄居	7日禁足	差扣御免
	前科も有之		申立 も不相用、彼此切迫ニ	不相用 与頭を追々及諭達候而				

られた事件について紹介する。

【表二】を見ると分かるように、「罰責」掲載の徒党事件については、死刑に処せられたものがない。次章で述べるように、他史料から実際には首謀者が死罪を申し渡された可能性がある事件が存在するのであるが、「罰責」を見る限り最も重い申し渡し刑は永代奴である。そこで、ここでは徒党に関係したものが永代奴に処せられた事件の内容を紹介する。

①一七四七（延享四）年四月二四日申渡の事件^⑤

判決によると、対馬藩の飛地である田代領上郷小倉村の百姓治助と九兵衛は、上郷の百姓中が「不埒之訴訟を企、徒党催し、赤坂と今町之間ニ大勢屯し往還妨ケ、御領中を騒せ」た件について、首謀者からの勧めを請け、「村内隣村迄悪事を申組」んだとして、対馬まで召し呼ばれ、入牢仰せ付けられた。その後、治助は与良郷久須保・緒方両村下知役へ、九兵衛は仁位郷大綱村下知役へそれぞれ永代奴とされた。また小倉村組頭又四郎は、訴状を懐中に入れてその場へ出かけ、役人が屋敷から出てくる際に訴状を差し出すよう同村の百姓治助に申し含めたとされ、「戸メ三七日、科銀壹枚」仰せ付けられた。その際判決では、組頭として百姓たちに「異様之致企候様子」を認知した場合には「急度申留、諫不用」場合は訴え出るべきところ、かえって百姓たちに同意したこと、「旁不届」であるとしている。小倉村の百姓四名、同宮浦東村の百姓五名、同永野村の百姓二名、計十一名が「徒党の儀を以不埒之訴訟を企」て、小倉村百姓治助、久兵衛に与して「伊勢山に立寄令相談」めたとして村替を仰せ付けられた。さらに上郷の村々の百姓中に対しては「令徒党、御領中を騒せ」たとして科銀二十枚申し付

けられた。

②一七八九（安永八）年十一月一日申渡の事件⁽⁶⁾

伊奈郷琴村の百姓助六な村役人の差図を用いず「我意之拳働いたし候付、村役方急度申付置候訳も有之たると相聞候処、様々悪党を尽し、剩身分二不応刃物を取扱」ったとして取り調べたところ、「平素人柄悪ク我意を常とし、悪意を以て村役人の差図に違背するなど「異様之行作不埒至極」として、与良郷久須保・緒方両村下知役小田治部之助へ永代奴に下された。その際「村中之者共江徒党を申進メ其身豊崎郷令頭取、公義之御制禁重キ御法を相背是第一之重罪ニ付、入牢申付置」かされている。

③一八〇四（文化元）年九月九日申渡の事件⁽⁷⁾

仁位郷佐保村足軽三吉忤熊吉は「元来人柄不宜、悪道之令発端、不絶村中不穩義差起」っていたが、願解躍を催して府内から狂言師匠を雇い、多分の礼銭を支払ったことを下知役の長郷幾左衛門に差し止められた。それ以来熊吉は下知役の下知に従うべきではないと言ひ出し、願解躍に同意しないものに対しては料銭を取るなどした。熊吉は佐保村給人長郷三右衛門と「合鉢」して様々な「不宜筋二同意せしめ、右ニ付村中之者帰服不致」ということで与良郷久和村給人久和清次郎へ永代奴に下された。

また、同村先肝入の平右衛門は、肝入在任中地方割銀について「不埒」があり、その他にも「買調之麦代銀」に不足が生じたため、同村下知役の長郷幾左衛門が肝入役を免ずるよう取り計らったことを「無理之計」と申し

立て、その上村方の名目で府内において自分入用の品を買い掛け、支払いを「村中一鉢二掛り候差引二候を令不埒」ということで伊奈郷伊奈村給人山本官兵衛へ永代奴に下された。

この事件の背景には佐保村に「近年来」起こっていた騒動がある。これについて、奉公を差し除けられ、豊崎郷比田勝村へ十ヶ年流罪に仰せ付けられた長郷三右衛門に対する判決を引く。

右は佐保村之儀近年不穩、毎々騒立候件々僉議之上、著く相貫候、三郎右衛門儀、同村足輕三吉悻熊吉と平素親敷由、右熊吉儀、村内之害を成し候悪才者二候を、毎事肌を合セ候聞有之、既能吉義、禁足申付有之を乍存夜中忍行、然も令一宿臥居候夜半、何者之業とも不相知、其身面に疵付立去候段遂案内、至而之小疵二候へ共、婦女之如く被打候俣二罷在、一向相手を不得見咎事ニ、穩便ニ可相包儀を事々敷遂案内、加之証拠も無之名前を引立、其外村内不穩筋ニ付而は、先達令上府手筋を不經御郡奉行所江令直訴、不埒至極候、依之御憐愍を被加、御奉公被差除豊崎郷比田勝村へ拾ヶ年流罪被仰付候、

熊吉と長郷三郎右衛門は親しい関係にあった。禁足を申し付けられているながら夜中外出したのを一宿させ、その際誰からともしれず、「小疵」を負わされたのを「穩便ニ可相包」むこともなく、証拠もなき相手の名前を「引立」て、その他村内の不穩な状況について府内に登り、郡奉行所に直訴したため、十ヶ年の流罪となったのである。三右衛門は佐保村給人の長郷秀作と「論談」があったとされるが、秀作の父は平右衛門の肝入役を免じた幾右衛門である。

この事件は「罰責」の「党を集致出訴候御呵 佐保村騒立一件共」の章に収録されており、長郷三郎右衛門の直訴により騒動が藩庁の知るところとなったためと考えられるが、いわゆる強訴徒党事件とは性質を異にすると

いえよう。

④一八三一（天保二）年二月一日申渡の事件^⑧

田代領今泉村の百姓作兵衛および同惣兵衛は、前年十月月田代町へ大人数の領民が徒党を組んで集まった件について、「発起之者」として廻状を差し立てたとして、作兵衛が佐護郷深山村給人佐護四郎左衛門へ、惣兵衛が豊崎郷浜久須村給人古藤治部之平へそれぞれ永代奴に下された。判決では「何事によらず多人数相集候義ハ御制禁」と述べられている。また、同村の社人安芸こと政吉は、作兵衛から頼まれ廻状を認めたという廉で三根郷三根村の給人松村左伸へ永代奴に下されたが、同年六月九日田舎奴を返上され、田代領において二十ヶ年拝領奴に申し付けられている。判決では、「仮令筋有事ニ而も多人数相集候儀は御制禁ニ付幾度も可及断義候処其弁薄、御領中及騒動義を令執筆発起之者同罪」としている。

⑤一八六一（文久元）年九月一三日申渡の事件^⑨

仁位郷仁位村百姓伝右衛門、同郷貝鮒村百姓亀治、同郷和板村百姓武兵衛が、同郷の百姓たちが多人数で集会、強訴した件について「頭取」であったということで、伝右衛門は豊崎郷大浦村給人大浦治部左衛門へ、亀治が佐護郷仁田内村給人大石又右衛門へ、武兵衛が伊奈郷檜瀧村給人川本左源太へそれぞれ永代奴に下された。集会、強訴の目的については、判決からは明らかではない。

⑥ 一八六五（元治二）年閏五月一日申渡の事件^⑩

与良郷横浦村の百姓たちが多人数で上府し、公領地又は自分達が開立した場所へ住居替えを願いだした。これは百姓たちが居住している場所が同村給人横瀬左源太の知行所であったが、全地頭村と同じく「百姓中不勝手」であることを理由としたものであったが、対馬藩は多人数による上府は「御制禁を犯」すものであるのみならず、最近「郷村取締向厳達之品も有之中」で、肝入の者も含め「専主張せしめ」るのは「不埒之至」であるとして、横浦村肝入の吉之助は三根郷櫛村肝入熊次郎へ、同村百姓小吉は伊奈郷女連村給人原泉へ、同茂七は仁位郷唐洲村給人青木空之助へ、同利吉は佐須郷今里村給人大石小六へそれぞれ永代奴に下された。なお、住居替えを願いだした訴状の草案を作成した戸田弥三郎は奉公を差し除けられ、訴状を清書した麩細工の惣助は居村蟄居、訴状の作成を頼まれ、戸田弥三郎に作成を依頼した横瀬村給人横瀬篤一郎弟才次郎も居村蟄居を仰せ付けられている。

第二章 百姓一揆史料と対馬藩の「徒党」事件判決

本章では、他の史料にある徒党事件関係の記述を見ていくことにする。^⑪

前章【表二】No.1事件に関して、徒党を組んで強訴に及んだ肥前国田代領上郷の百姓らによる口上書およびそれに対する回答、関係した百姓に対する処罰申渡内容が記された史料が残っている。^⑫口上書によると、百姓たちが年貢の延納を求めた願書を庄屋が取り上げず、願書が小倉村庄屋から同村組頭平四郎に渡されたままになっていたが、百姓たちの申し分に「無拠」願書を仕立て、一七四六（延享三）年二月二日上郷百姓中六百人が往還に寄り立て、旅人の通行を妨げたものとされる。それに対する処罰としては、小倉村百姓又四郎には「同前の

者に御座候へ共、此者儀は村役人にて無御座候、兩人同前には難く被仰付可此ある御座候間」として「村替へ奴」に仰せ付けられ、同村百姓治介、九兵衛には「願立て候者より進を請け、村内隣村迄相働候へば不科に御座候間」、「村替流罪」に処せられた。また、同村百姓伝七、伝蔵、平蔵、惣右衛門、宮浦東村百姓半六、善左衛門、仁兵衛、市左衛門、忠兵衛、長野村百姓久兵衛、文五郎の十一名には「伊勢山に寄立相談仕」ったということで「村替被仰付」、騒動の頭立ちの勧めにより寄合の相談を進めた小倉村百姓次助、九兵衛には永代奴、さらに小倉村組頭平四郎に対しては「小百姓へ悪事を進め仕り」「無御座候へ共、村内の小役をも相務居り、殊更に右之書付を懐中致其場へ仕出、御屋敷の役人へ差出す様にと治介へ申合候へば、一通りの儀にて無御座候間」、閉門の上、科銭仰せ付けられた。ところが、それに続いて代官書付には、長野村四郎右衛門に対して「徒党之企仕候張本人にて御座候間、死罪被仰付候也」、小倉村組頭平四郎に対しても「右同前」とされている。また、同じ組頭善五郎、頭百姓善蔵も死罪を仰せ付けられた。ただ、当時桃園天皇の即位に伴う奉賀使派遣、將軍家重の將軍就任に対する朝鮮からの通信使への接待があり、対馬藩は死罪の執行を控えていた。その後平四郎は牢死し、善五郎、善蔵も長年の入牢を理由として四郎右衛門は永代奴、善五郎、善蔵は十ヶ年切奴に処せられている。¹³⁾

「罰責」に収録されていない事件としては、一七五一（宝暦元）年に同じく田代領で企てられた強訴がある。¹⁴⁾藤木村の伊右衛門、藤木東村甚左衛門、藤木西村弥七は組頭に対して「無筋遺恨を挟」み、申合わせて訴状を出そうと企てたが、相談に同意しなかった同村市平が組頭に届出て発覚し、伊右衛門は闕所の上一家が永代奴に、甚左衛門は闕所の上宮浦西村陣屋へ「一家内流罪」に、善蔵は闕所の上妻子ともに飯田村へ流罪を仰せ付けられた。

前章【表二】No. 10事件について、「罰責」では徒党の背景が明らかではないのであるが、『鳥栖市史』によると、一八三〇（文政一三）年一〇月代官田嶋左近が交替により対馬に帰ることになったのを田代領の領民が残任を願ひ、領内二郷から一、二〇〇人余りが田代町に集まったという騒動であることが分かる。¹⁵ 領民が残任を願った理由としては、一八二八（文政一一）年の凶作の際年貢を一〇ヶ年賦とされたことに対して、その謝意として二ヶ年分の年貢を上納する間残任してもらいたいということであった。百姓たちへ田代町への集結を呼びかける廻状は名宛が円形になっており、頭取を分からなくする目的ではないかと対馬藩は疑いを抱いた。百姓たちは取り調べに対して、藩の疑念を否定したが、今泉村組頭惣兵衛、同村小頭作兵衛は拷問にかけられ、徒党の企てについて自白を迫られた。また廻状の作成を依頼された社人安芸も尋問を受けている。なお、『鳥栖市史』は対馬藩の百姓たちへの処分について、作兵衛、惣兵衛、安芸は家財闕所、作兵衛、惣兵衛の家族は永代奴、安芸の家族は宮浦西村へ流罪に処せられ、作兵衛、惣兵衛、安芸の三名は対馬送りになったがその後の措置は不明であるとする。

第三章 小括

第一章第二節で述べたように、「罰責」掲載の判決記述からは、徒党に関係した者が死刑に処せられたものは見られない。しかし「罰責」以外の史料から、首謀者に対して死罪の判決を申し渡した例がみられ、首謀者のみならず家族に至るまで「曳科」により斬罪となったとする研究もある。¹⁶ ただし、前述したように天皇即位に伴う接待や將軍就任の際の朝鮮通信使への接遇等を理由として執行が先延ばしされ、結局は首謀者たちに対して死刑

が執行されることはなかった。

ところで田代代官の「日記抜書」の一七七一（明和八）年七月廿八日の記録に以下のような記述がある。

一 江戸表杉村直記殿方之御状。

今般於江戸表從 公義被仰出候御旨、大御目附中様方之御廻状等を以、杉村直記殿方被仰聞、則右写相達候付、左之通御領中為申触、

可願義は其村々村役人を以、支配之役所へ相願可申義、若村役人不得心之筋二候ハ、百姓惣代壹兩人二而可願出処、近年百姓共大勢申合、領主地頭屋敷門前へ相詰、強訴いたし候類多く有之、右之通大勢御府内へ立入、領主地頭屋敷之門前二集り、剩往来をも妨候段、対 公義不届之至二候。然とも愚昧之者共全心得違候而之仕業故、是迄重儀御仕置も不申付候。已来右体御府内へ立入、領主地頭屋敷門前二相詰候ハ、召捕、於奉行所吟味之上、理非之無差別、頭取之者ハ重儀御仕置申付、其餘之百姓共縦門訴不加候共、一同答可申付候、もし頭取不相分候候ハ、其村之宗門人別帳糺之上、門前二相詰候者とも之内、筆頭之者共御仕置可申付候、右書付村々にて写取、名主之宅又は高札場、村はつれ杯ニも張置、村役人共得と相弁、常々百姓共江委細利害可申聞旨、御領ハ御代官、私領は領主、地頭方可被相触候、¹⁷

従来、領主地頭屋敷の門前に集まり強訴する者は「愚昧之者共全心得違候而之仕業」として重い処罰を行つてこなかったが、近年強訴が多くなり往來の妨害にもなつて公儀に対して「不届之至」である。そのため、今後は領主地頭屋敷の門前に「相詰」めた者は理非の別なく頭取は重く処罰し、それ以外の百姓について門訴に加わらない者も含めて一同処罰する。頭取が誰か分からない場合は門前に相詰めた者のうち、宗門人別帳の筆頭の者を

対馬藩の「徒党」処罰について

一〇九

重く処罰するものとする。この法令は村々で写し取り、名主宅や高札場などに掲示して村役人が百姓たちに申し聞かせるべし、という廻状が大目付から達せられ、領内に触れられたというのである。当該法令は幕府から明和八年五月に発せられており、「日記抜書」の記事に引用されているものとはほぼ同文である。⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾幕府法令がほぼそのまま正しく田代代官へ伝わってきていることが分かる。

ただ、その後の対馬藩の徒党強訴に関する量刑動向は、「罰責」をみる限り、変化しなかったようにみられ、首謀者と見られる者が永代奴に処せられ、徒党に参加した者の一部が期間を区切った奴刑を申し渡されるという傾向に変わりにくいようである。ただし、第一章④ですでに言及したように、【表二】No.10事件において徒党の「発起之者」である作兵衛および物兵衛に対する判決では、「何事によらず多人数相集候儀ハ御制禁」とされ、徒党の廻状を認めた社人安芸に対する判決では「仮令筋有事ニ而も多人数相集候儀は御制禁」とある。また第一章第二節【表二】No.9事件では百姓たちとともに上府した佐護郷仁田内村給人大石源内および同佐護弥八郎について、「縦令筋ある事たり共騒立躰之儀は急度取治メ穩便ニ可相計儀ニ候」ところ、百姓と共に上府し、躰もない訴訟を起こしたことが「重々不埒至極」であるとしている。⁽²⁰⁾これらは幕府からの法令にある「理非之無差別」という部分に対応していると解することができる。

結局「罰責」においては、首謀者も含め徒党強訴について最終的に死刑に処せられた例はみられず、幕府から仰せ出された法令以降も格別の量刑の変化はみられないのであるが、「罰責」以外の史料からも、この傾向を否定する事実を今のところ見いだすことができない。

まとめに代えて

刑事裁判における量刑動向を分析する場合、判決録や判例集が主たる素材となるのであるが、判決に表れる犯罪事実は極めて簡略なものであることが多い。また判決に至るまでのプロセスも判決文からは知ることができない場合が多いといえる。そのため、個別事例における量刑を分析するためには、判決録・判例集以外の史料により事実関係や捜査、裁判のプロセスを明らかにすることが有効である。²¹⁾ 徒党・強訴については、殺人、窃盗などと比べて一件記録が残ることが多く、現在までの徒党・強訴研究では主として一件記録を分析素材としていたように思われる。ただ、徒党・強訴に限らず特定類型の犯罪に対する量刑動向を分析しようとする場合、数多くの判決を長期間にわたりある一定のフォーマットで採録する判決録・判例集は有用なデータとなる。

終わりに、筆者の疑問を一つ述べることにする。判決録や判例集は重大な事件や先例的価値のある判決を採録しており、そのなかでは少なくとも終局的な判決の内容を知ることができ、また採録された事件のなかで主犯、首謀者とされるものに対する判決が当然掲載されているという前提で整理、分析してきたのであるが、すでに述べたように、第一章第二節【表二】No.1事件では他の史料で(いったんは)死罪を申し付けられたとされる小倉村組頭平四郎、同善五郎、同村頭百姓善蔵、長野村四郎右衛門に対する判決は「罰責」に掲載されていない。平四郎は牢死し、善五郎、善蔵、四郎右衛門は藩側の理由で執行が回避され、入牢状態が長期にわたったため最終的に永代奴に罪を減ぜられたという事情があるとはいうものの、藩として死罪という結論の先例としての価値を認めなかった可能性はないかとも考えるのであるが、現時点ではその理由を確言することはできない。また、

対馬藩の「徒党」処罰について

「罰責」では小倉村組頭又四郎が訴状の差し出しを同村治助に申し含めたとして戸メおよび科銀を申し渡されたとされているが、他の史料ではその事実²²⁾は平四郎が行ったこととされており、又四郎は小倉村百姓として徒党に参加したものの、「此者儀は村役人にて無御座」として村替奴に仰せ付けられているなど、「罰責」と他の史料で齟齬を来しているところがある。これについてもどちらが事実であるのかは現時点では即断できず、後考を期したいと考えている。

注

- (1) 藩法研究会編『近世刑事史料集2 対馬藩』(創文社、二〇一四年)
- (2) 守屋浩光「対馬藩における密貿易に対する処罰について——『罰責』掲載の判決の紹介を中心に——」(名城法学第六七巻第二号、名城大学法学会、二〇一七年)。また、釜山に存在した倭館における「交奸」事件の判決を紹介する小論を用意している。
- (3) 前掲『近世刑事史料集2 対馬藩』i頁
- (4) 巻No.5については、徒党に関係する事件が一件収録されている(第二節【表二】No.6事件)が、この事件は別章「九番 不行跡非法者之事」に記載されている。
- (5) 前掲『近世刑事史料集2 対馬藩』七二頁および七三頁明暦二年。
- (6) 前掲『近世刑事史料集2 対馬藩』DVD 05罰責類聚04七一頁。
- (7) 前掲『近世刑事史料集2 対馬藩』DVD 10罰責09六七頁以下。
- (8) 前掲『近世刑事史料集2 対馬藩』DVD 16罰責16一七一頁以下。
- (9) 前掲『近世刑事史料集2 対馬藩』DVD 27罰責29一三五頁以下。
- (10) 前掲『近世刑事史料集2 対馬藩』DVD 29罰責28一二九頁以下。

(11) 「罰責」採録年代からはずれるが、飛び地である田代領では一六五六(明暦二)年に代官波多野新助と庄屋・農民との間で騒動が起こり、元禄年間にも騒動が起こったといわれている。『鳥栖市史』(国書刊行会、一九八二年)三五九頁

(12) 『基山町史』(基山町教育委員会、一九七一年)五八三頁万松院文書

(13) 『鳥栖市史』(国書刊行会、一九八二年)三六三頁。

(14) 『鳥栖市史』(国書刊行会、一九八二年)三六四頁。

(15) 『鳥栖市史』(国書刊行会、一九八二年)四七五頁以下。

(16) 長忠生『幕末田代領清掃の研究——仙八さん騒動の顛末——』(鳥栖市史研究編第二集、鳥栖市役所、一九七〇年)七二頁

(17) 『鳥栖市史』資料編第一集「日記抜書(田代代官所日記)」(鳥栖市役所、一九六九年)一九五頁。

(18) 『御触書天明集成』(岩波書店、一九三六年)九〇四頁。なお、一七六七(明和四)年閏九月には「西国筋領分知行有之面々」に対して逃散した百姓を早速帰村させ吟味を遂げて曲事申し付けることを命ずる法令が、一七六九(明和六)年二月には諸国の百姓が徒党に及んだ場合には、訴えの内容がたとえ取り上げるに値するものであったとしても「理非之不及沙汰無取上、其上急度仕置可申付」旨を各代官、領主から御領私領の百姓たちへ触れさせるよう命ずる法令が出された。これらの法令には「領主、地頭二寄、心得違、仕置等二不申付は、帰村可為致旨由難渋候儀粗有之趣」(明和四年の法令)、「徒党を結び、強訴を企、及狼藉候もの共を、手よはく取扱候ては、外場所二ても見習候様可成行哉」(明和六年の法令)といった、当時の領主によつては、強訴に対して厳しい態度をとらないことがあったことをうかがわせる記述がみられる。こういった状況で明和六年正月には上方筋の百姓たちの強訴の際に鎮庄のため「飛道具」を用いることを認める法令を発した。大石慎三郎『享保改革の経済政策』(御茶の水書房、一九六一年)三二二頁。

(19) 「御定書ニ添候例書」において「地頭江対し強訴其上致徒党逃散之百姓」の場合、「頭取」は死罪、名主は「重キ対馬藩の「徒党」処罰について

追放」、組頭は田畑取上の上所払、惣百姓は「村高二応し過料」とされる。また「領主地頭屋敷門前江大勢相詰致強訴候もの」の場合、「頭取」は遠島、惣百姓は惣代に出でて門前に相詰めた者は三十日あるいは五十日の手鎖、それ以外の者は急度叱り（品によつては村過料）、村役人については「頭取」であれば遠島、門訴に加わつた名主は中追放、組頭は所払とされる。『徳川禁令考 別巻』（創文社、一九六一年）七一頁および一七六頁。

(20) 前掲『近世刑事史料集2 対馬藩』DVD 14罰責14九一頁。

(21) 捜査段階や裁判過程での動きを明らかにするためには、日次記形式で蓄積される藩内各機関の記録が有効であるが、同時に、それらによつて裁判機関が明らかにした事実のうち、どのようなものが判決に残り、どのようなものが捨てられていくかが分かる。

(22) 前掲『基山町史』（基山町教育委員会、一九七一年）五八三頁万松院文書

Punishments of riots in the Tsushima clan in Edo Era.

Hiromitsu MORIYA

“Criminal materials collection in Edo era 2 Tsushima clan” (edited by Clan law study group) was published in 2014. This This collection includes “Basseki”, criminal casebook in Tsushima clan. In this paper, I introduce criminal cases what was recorded in “Basseki” (Casebook in Tsushima clan) for cases that people were punished for creating group, and appealing to the authorities. In addition, I compare with descriptions of other materials, and analyse these cases.

In the beginning

§1 “Toto”cases listed in “Basseki”

1. Positioning of the Judgments on “Toto” in “Basseki”
2. Contents of “Toto” cases published in “Basseki”

§2 Comparison peasant’s revolt materials and “Toto” Judgments in Tsushima clan

§3 Brief Summary

Instead of the summary